

「地域における公益的な取組」としての 法人後見について

令和3年3月12日「大阪府成年後見制度利用促進研究会」資料
(一部抜粋)

1. 成年後見制度のニーズ

(1) 制度の潜在的なニーズの増加

- ▶成年後見制度の対象となる「認知症高齢者」「知的障がい者」「精神障がい者」等が年々増加。
- ▶同居又は近居の親族がいない「高齢者の単独世帯」や「高齢者夫婦のみの世帯」も増加傾向。

〔図表：成年後見制度の潜在的ニーズ（大阪府）〕

出典「第4期大阪府地域福祉支援計画」

認知症高齢者		療育手帳所持者（知的障がい者）		精神障がい者保健福祉手帳所持者	
2015年度末	2040年度(推計)	2008年度末	2015年度末	2008年度末	2015年度末
約32万人	約53万人	55,161人	75,081人	43,385人	76,458人

※認知症高齢者数は、総務省「国勢調査（2015年）」、国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）」より引用し、大阪府地域福祉課にて作成

〔図表：世帯数の推移（大阪府）〕

(単位：千世帯)	2000年	2005年	2010年	実績値 ← 推計値		2025年	2030年	2035年
				2015年	2020年			
一般世帯数	3,455	3,591	3,823	3,918	3,992	3,966	3,873	3,737
単独世帯数	1,029	1,152	1,368	1,471	1,518	1,555	1,555	1,525
高齢者世帯	746	962	1,198	1,421	1,484	1,462	1,453	1,482
高齢者単独世帯	255	341	446	555	596	610	623	650

出典「第4期大阪府地域福祉支援計画」より一部抜粋

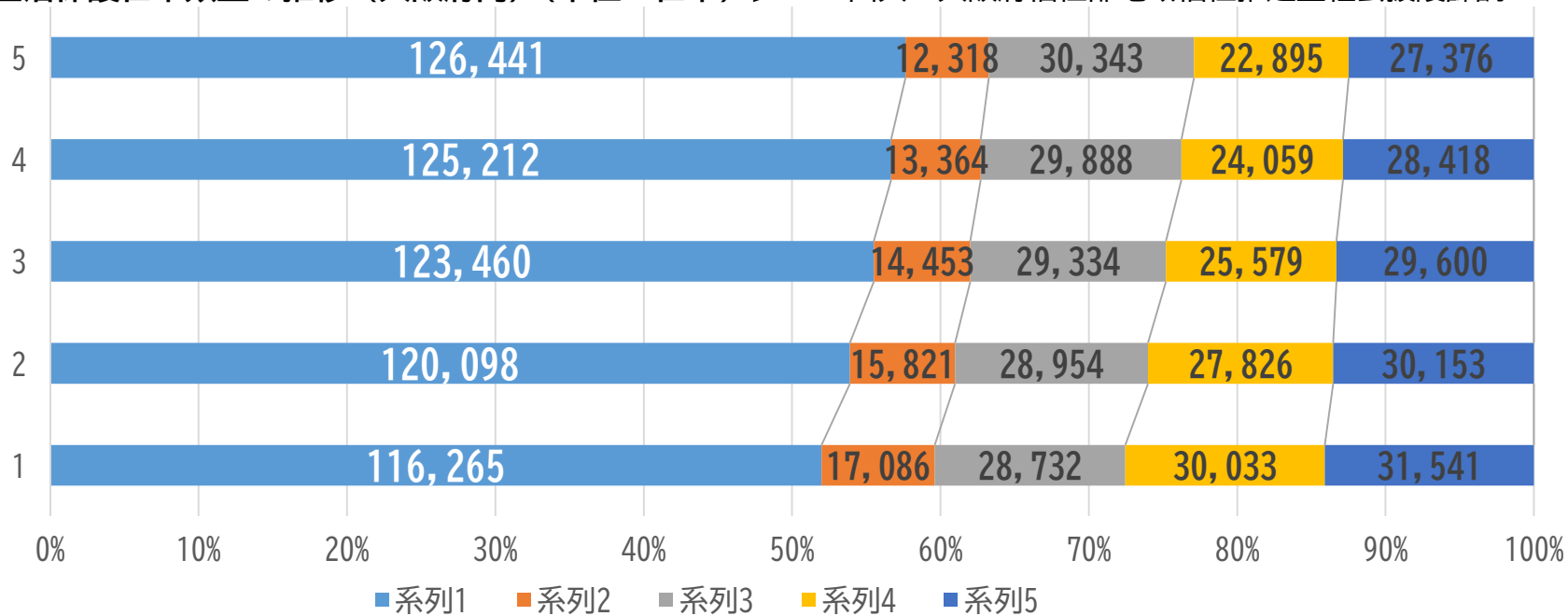
1. 成年後見制度の二一ズ

(2) 低所得者等の増加

▶成年後見制度の利用にあたり、後見の報酬や事務費を本人の資産から支弁できない低所得者等が年々増加（特に、生活保護受給世帯数における高齢者世帯等の割合が増加）。

〔図表：生活保護世帯類型の推移（大阪府内）（単位：世帯）〕

出典：大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課調べ



※1 高齢者世帯とは、65歳以上の高齢者のみの世帯及び65歳以上の高齢者と18歳未満がいる世帯

※2 31年度の数値は未確定数値

必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、
 - ① 預貯金の引出し等、金銭管理が困難
 - ② 介護サービスや入院が必要でも契約困難
 - ③ 住宅・金融・医療等の全般にわたり支障、消費者被害、詐欺のターゲットになるおそれ
- 今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく
- 一方、成年後見制度の利用者は約22.4万人



必要な人に制度が利用されていない可能性

課題

- 社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されていない
- 法律専門職等が後見人に選任されるケースの中には、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な家庭裁判所が相談対応
- このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できていない

3. 成年後見制度の担い手について

(1) 制度の利用状況

- ▶府域における制度の利用者は年々増加しているが、前述の制度のニーズと比較すると少ない状況。
- ▶成年後見人等と本人の関係において、親族が占める割合は、全体の約15%に留まり、専門職の割合が多くを占めている。
- ▶今後、核家族化等による親族後見人の減少や、専門職後見人の人数にも限りがあり、担い手不足が懸念されている。

〔図表：成年後見制度の利用等の概況（大阪府）〕 出典：大阪家庭裁判所の資料をもとに大阪府において加工

① 成年後見制度の利用者数の推移

	H29年12月末 時点	H30年12月末 時点	R1年12月末 時点
成年後見	11,957人	12,717人	13,215人
保佐	2,493人	2,791人	3,106人
補助	749人	825人	929人
任意後見	227人	268人	273人
合計	15,426人	16,601人	17,523人

② 成年後見人等と本人との関係別件数（R1）

親族	(※) 422件
司法書士	1,416件
弁護士	682件
社会福祉士	249件
税理士	3件
行政書士	52件
市民後見人	34件

※親族が占める割合は全体（2,858件）の約15%

3. 成年後見制度の担い手について

(2) 制度の担い手の状況（市民後見人養成の状況）

- ▶大阪府では、全ての府民が居住地に影響されることなく、誰もが成年後見制度を利用することができるよう、市町村に参画を働きかけ、市民後見人の養成及びその活動を支える取組を推進。
- ▶現在21市町（政令市を除く）が実施しているが、府全域における実施には至っておらず、バンク登録者は213人で、受任件数は39件となっている。
- ▶引き続き、市民後見人の養成事業への市町村の参画を図るとともに、全市町村において、地域の実情を踏まえた効果的な担い手確保が求められている。

〔図表：市民後見人（バンク登録状況 ※政令市を除く）（単位：人）〕 ※R2年8月現在

登録年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	合計	現登録者 213
登録	16	39	47	37	53	55	37	27	34	345	
移管				2		1			1	4	
退会			7	14	15	24	29	46	1	136	
各年度末登録者数	16	55	95	120	158	190	198	179	213		

出典：府社会福祉協議会資料をもとに地域福祉課で一部加工し作成

〔図表：市民後見人（受任・終了件数 ※政令市を除く）（単位：人）〕 ※R2年8月現在

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計	現活動数 39
受任数	2	7	9	12	10	14	14	9	5	82	
終了数	0	3	1	2	4	13	4	10	6	43	

出典：府社会福祉協議会資料をもとに地域福祉課で一部加工し作成

3. 成年後見制度の担い手について

(3) 社会福祉法人による法人後見に対する期待

- ▶後見活動においては、本人に寄り添った「身上保護」を重視した支援が求められる。認知症や障がいのある方に対する一定の知識や対人援助技術、福祉的意識を有していることが必要。
- ▶一方、社会福祉法人においては、福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かし、「地域における公益的な取組」の実施により地域社会への貢献が求められており、後見制度の担い手として期待されている。

(大阪しあわせネットワークや社会福祉施設経営者部会及び老人施設部会の事業計画に「権利擁護事業の推進」「法人後見の推進支援」について位置付けあり)

成年後見制度

制度の担い手の確保が必要

- ▶府域のどの地域においても、必要な人が制度を利用することができるよう、担い手確保が必要
- ▶本人に寄り添った「身上保護」を重視した支援が求められている

社会福祉法人

地域における公益的な取組の実施

- ▶福祉に関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かし、地域社会への貢献が期待されている



社会福祉法人による法人後見の実施 (「地域における公益的な取組」として実施)

被後見人等のメリット

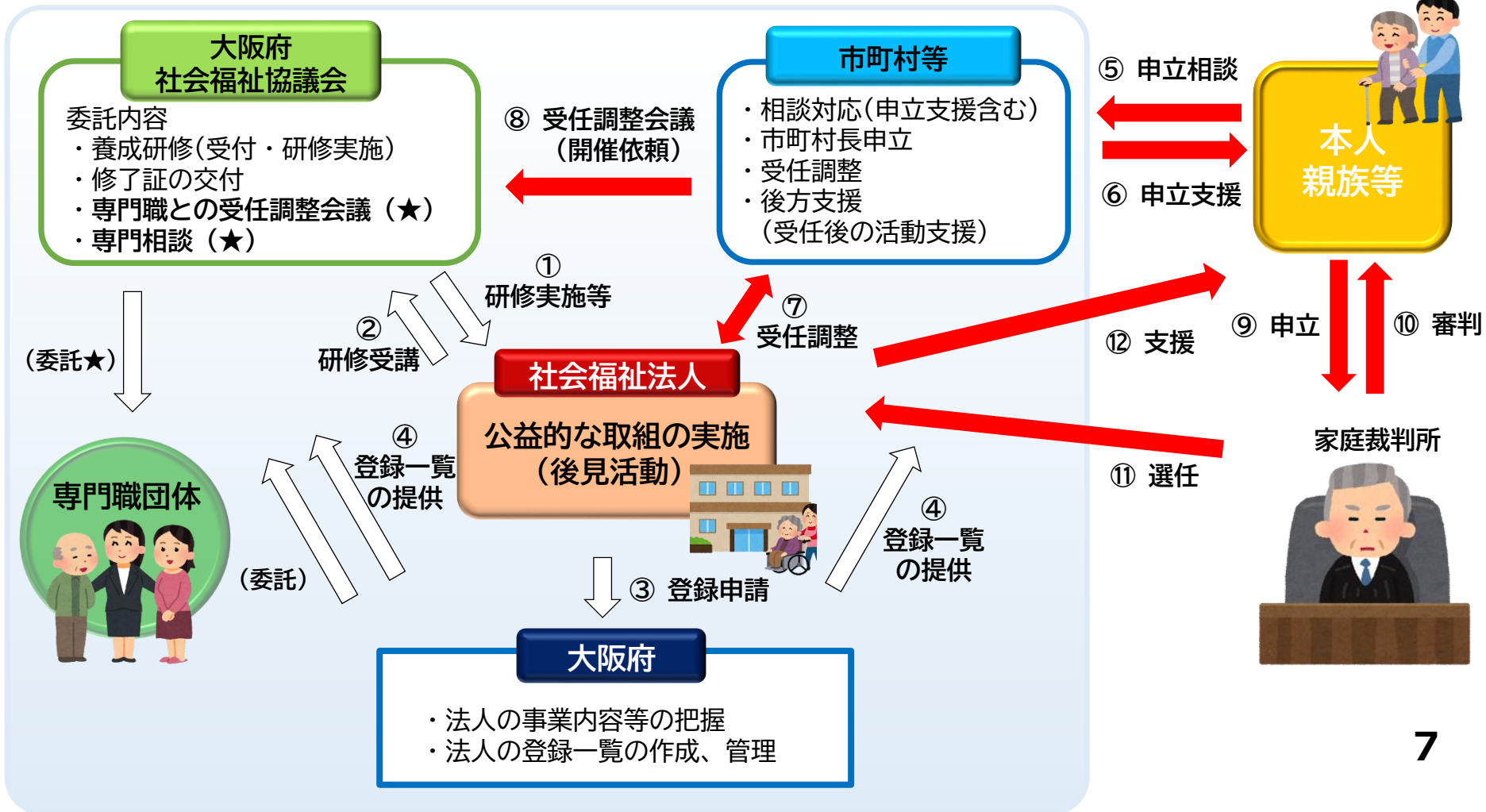
- ・府域のどの地域においても制度の利用が可能
- ・継続的に制度を利用することが可能
- ・地域のネットワーク等を活用したチーム支援が受けられる



※「地域における公益的な取組」として実施する場合、後見活動等に要する全ての経費について社会福祉法人が負担

1. 全体スキーム (イメージ)

- ▶社会福祉法人による「地域における公益的な取組」としての法人後見の全体スキームは以下のとおり。
- ▶担い手の養成（研修等の実施）や、活動しやすい環境づくり（相談対応等）に向けて、関係機関と連携し、法人への支援体制を整備。



2. 各主体の主な役割

▶法人後見の養成と活動支援にあたり、大阪府、市町村、大阪府社協をはじめ、専門職や家庭裁判所等、多様な主体が連携・協力しながら取組を支援する。

		市町村等(※) (中核機関等委託先を含む)	大阪府社協 (府事業の委託)	大阪府 (総合調整)
(1) 養成	① 養成 研修	<ul style="list-style-type: none"> ・周知・PR(広報誌・HP等) ・研修参加 ・受講者の状況把握 ・担当課の明確化(窓口の一本化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知・PR(広報誌・HP等) ・研修実施(全般) (案内・受付・研修実施・修了証の交付等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知・PR (関係機関等への周知等)
	② バンク 登録	<ul style="list-style-type: none"> ・一覧の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・一覧の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録事務全般 (申請受付・一覧の提供・管理等)
(2) 活動	③ 受任 調整	<ul style="list-style-type: none"> ・受任調整(出席・議案説明) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受任調整(会議運営) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受任調整(出席・議案説明)
	④ 活動 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日常相談の実施(随時) (福祉サービスの利用等) ・情報交換等の実施(定期) (本人の状況、後見活動の確認) ・活動交流会への参加 ・緊急連絡体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談の実施(定期・随時) ▶家裁への提出書類作成 ▶後見活動への支援等 ・損害賠償保険手続き ・フォローアップ研修の開催 ・活動交流会の開催 (市民・専門職等との情報交換等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整 (市町村、府社協、国、家裁等) ・マニュアル作成 (社福法人向け・市町村向け)
(3) 運営	⑤ 事業 運営	<ul style="list-style-type: none"> ・企画会議(出席・議案説明) 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画会議(会議運営) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合調整(研究会等において、事業のあり方について検討) ・企画会議(議案説明・事業のあり方検討)

(※) 「(1) 養成」に係る市町村は、法人の所在する市町村が対応
「(2) 活動」に係る市町村は、原則、要支援者(被後見人等本人)の居住地の市町村等が対応

3. 制度の担い手確保にかかる方向性

(1) 担い手確保にかかる基本的な考え方

大阪府では、全ての府民が居住地に影響されることなく、誰もが成年後見制度を利用することができるよう制度の担い手確保に努める。市町村においては、引き続き、市民後見人養成事業への参画を促進する。

① 市民後見人養成事業【事業主体：市町村】

▶大阪府では、平成23年度より、市民後見人の養成及びその活動を支える取組を推進し、現在21市町（政令市を除く）が実施。
引き続き、全市町村の事業への参画を促進する。

（「成年後見制度利用促進計画」において、市町村における市民後見人の研修・育成・活用が求められている。）

② 法人後見支援体制整備事業【事業主体：大阪府】

▶社会福祉法人による地域社会への貢献（地域における公益的な取組）として行う後見活動を広域的に支援するため、大阪府、市町村、大阪府社協等と連携・協力し、養成研修の実施や活動支援を行う体制を整備する。

（各主体の主な役割は、13頁の「各主体の主な役割」のとおり。）

(2) 法人後見支援体制整備事業の実施にかかる考え方

① 法人後見支援体制整備事業の実施（市民後見人養成事業への参画を働きかけ）

- ▶本事業は、誰もが成年後見制度を利用することができるよう、法人の申請に基づき、幅広く事業の参画を求めるもの。
- ▶そのため、市町村（法人及び要支援者の所在する自治体）に対しては、制度の利用促進の観点より、本事業に参画し、役割（養成・活動支援）を担ってもらうよう働きかける。
- ▶一方、市民後見人養成事業の未実施自治体に対しては、概ね3か年以内に市民後見人養成事業への参画の検討を促し、市町村における制度の担い手確保を促進する。

② 後見人等候補者の選定（市民後見人優先）

▶家庭裁判所から市町村等への推薦依頼があり、後見人等候補者の検討・選定を行う際は、まずは、「市民後見人」の選定を優先的に検討する。

法定後見制度の概要

※厚生労働省資料

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法 13 条 1 項所定の行為 （注2）（注3）（注4）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法 13 条 1 項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 （注2）（注3）（注4）	同上 （注2）（注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左 （注1）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注5）（注6）（注7）		

（注1）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注2）民法 13 条 1 項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注3）家庭裁判所の審判により、民法 13 条 1 項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注4）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

（注5）これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し（同年6月14日公布）、上記権利を制限する規定は削除されました。

（注6）同資格制限の撤廃等を盛り込んだ「会社法の一部を改正する法律」等が成立しました。（公布の日（令和元年12月11日）から1年6月以内に施行）

（注7）改正後の会社法においても、株式会社の取締役等が後見開始の審判を受けた場合には、取締役等に選任された時点と判断能力等の点で前提が異なることになるため、一旦は取締役等の地位を失いますが、その後、株主総会の決議等の所定の手続を経ることで、再び取締役等に就任することができます。

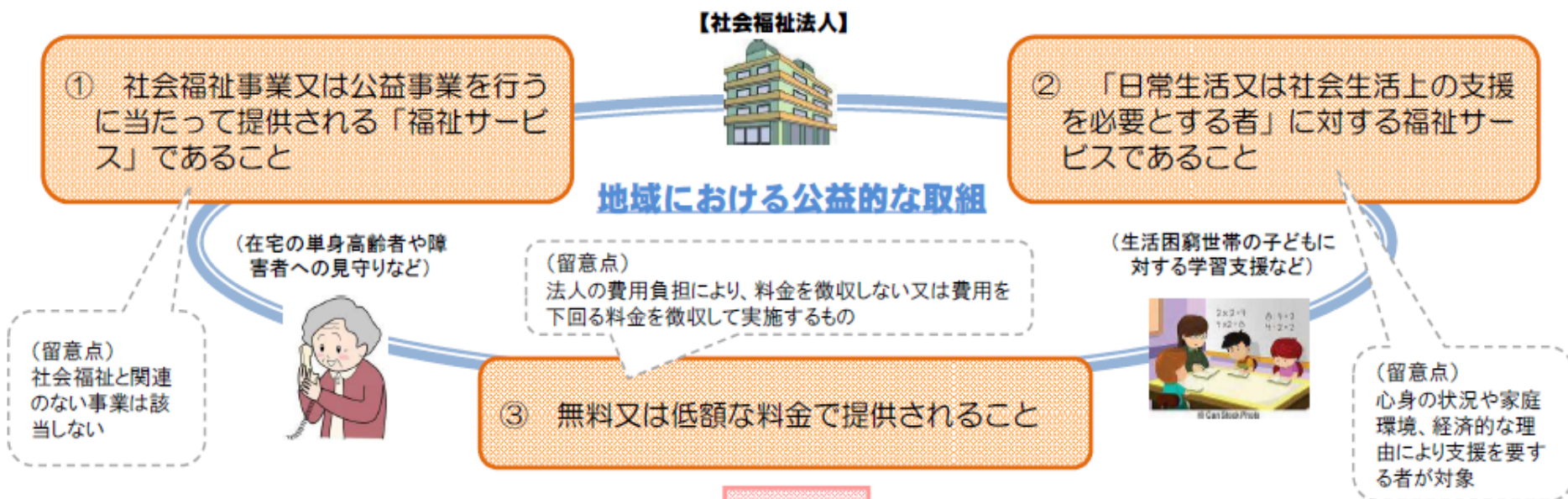
※厚生労働省資料より一部抜粋

地域における公益的な取組について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**

⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**



大阪しあわせネットワーク 事業概要

～ オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業 ～

昨今の社会経済情勢の変化等により、孤立や孤独死、ひきこもり、虐待・家庭内暴力、自殺、生活困窮など**厳しい生活・福祉課題**が広がっています。また、こうした課題に対して、既存の制度では対応ができない**“制度の狭間”**の生活困窮も生じています。

大阪府社会福祉協議会は、大阪府内の**社会福祉法人・社会福祉施設（大阪府社会福祉協議会会員約1,500施設）**とともに、“**社会福祉法人の使命**”として、こうした課題に向き合い、それぞれの特徴や強みを活かした様々な支援事業を“**オール大阪**”で展開しています。

1. 生活困窮者レスキュー事業（総合生活相談事業）

◎社会福祉法人（社会福祉施設）に所属する**総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）**と、**大阪府社協所属の社会貢献支援員（府内21エリア内の福祉施設に駐在）**が連携してワンストップの総合生活相談を行う

◎公的制度やサービス等による支援が受けられず、生命に関わる緊急・窮迫した制度の狭間の生活困窮状況に対して、施設長の決済により、**概ね10万円を限度とした「経済的援助（現物給付）」**による支援も実施する

◆令和元年度経済的援助（現物給付）支援実績：719世帯 約5,654万円

2. 社会福祉法人（福祉施設）の強みを活かした様々な地域貢献事業の実施

◎社会福祉法人が有する**機能（福祉専門職員や福祉施設の活用など）**を活かし、よろず相談と各種制度等へのつなぎ、保育園・認定こども園における地域貢献事業（スマイルサポーター事業）、社会参加・生きがい支援、居場所づくり、中間的就労、障がい者等の就労支援、困窮世帯の児童に対する学習支援など、**各法人（社会福祉施設）において、それぞれの特性や強みを活かした実践を開発・展開する**とともに、取り組んでいる事業等を広く発信

3. 社会貢献基金（特別部会費）の拠出

◎本事業を実施するための財源（制度の狭間の生活困窮を支援する「経済的援助（現物給付）」ならびに社会貢献支援員の配置費用等）として、各種別部会において設定する**「社会貢献基金（特別部会費）」**を拠出

